

豊川市監査公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年1月28日

|         |      |
|---------|------|
| 豊川市監査委員 | 武田久計 |
| 同       | 鈴木篤男 |
| 同       | 中川雅之 |

## 別紙

### 定例監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

建設部道路建設課

#### 2 監査の範囲

平成31年4月1日～ 令和3年1月7日

#### 3 監査の実施期間

令和2年12月4日～ 令和3年1月7日

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

ア 財産の管理に関する事務について

##### (2) 一般項目

ア 公金の取扱事務について

イ 随意契約に関する事務について

ウ 契約に関する事務について

エ 補助金・交付金に関する事務について

オ 庶務その他事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

##### (1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。